

出席停止の取り扱いについて

台東区立東浅草小学校

学校保健安全法施行規則の定める疾病（下記参照）にかかった場合、出席停止になります。医師の許可が得るまで登校できません。規則に定めるとおりの期間、十分に休養させてください。出席停止措置の期間は欠席扱いにはなりません。

かかった可能性がある場合や診断された場合は、必ず学校にご連絡をお願いします。
治癒証明書、または出席停止解除願をお渡ししますので、登校の際に必ず、医師の診断を受け、登校の許可を得て、お子様に持たせてください。

＜治癒証明書に**医師**が記入するもの＞

台東区内で医師会に加入している医療機関で無料にて記入していただけます。

麻疹、風疹、水痘、伝染性紅斑(りんご病)、溶連菌感染症、手足口病、伝染性膿痂疹(とびひ)
 百日咳、マイコプラズマ肺炎、流行性耳下腺炎(おたふく)、腸管出血性大腸菌、咽頭結膜熱
 流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎

＜出席停止解除願に**保護者**が記入するもの＞

＜様式1＞ 新型コロナウイルス感染症
 ＜様式2＞ 新型コロナウイルス感染症
 ＜様式3＞ インフルエンザ、感染性胃腸炎（ノロウイルス）等

※その他の感染症についてはお問い合わせください。

記

学校保健安全法施行規則（2020 追記）

	感染症の種類	出席停止期間の基準等
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、特定鳥インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症	治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまでまたは5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふく)	耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹(三日はしか)	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
第三種	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の感染症の例 溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑(りんご病)、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎(ノロウイルス等)など	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで 条件により出席停止となる感染症であり、校長が学校医その他の医師の意見を聞き、期間を決定する。